

【東日本大震災に伴う人権相談について】

人権相談窓口では、震災に伴って生じる様々な人権問題についてご相談に応じています。

いま助け合わなければならないときになぜ・・・

東日本大震災で避難してきた児童が、「放射能がうつる」といった中傷を受けるなどの事案が報じられています。

根拠のない思い込みや偏見で差別することは人権侵害につながります。

相手の気持ちを考え、やさしさを忘れず、みんなでこの困難を乗り越えていきましょう。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



人権相談は法務局・地方法務局へ

全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権110番）

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守します。また、法務局・地方法務局及びその支局では、窓口において、面接による相談も受け付けています。

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

○電話番号 0570-003-110（全国共通ナビダイヤル）

ナビダイヤルにつながらない場合は

鳥取地方法務局 TEL：(0857) 22-2475

鳥取地方法務局倉吉支局 TEL：(0858) 22-4108

鳥取地方法務局米子支局 TEL：(0859) 22-6161

○受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

注) 発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。
PHS、一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

鳥取地方法務局
鳥取県人権擁護委員連合会